

水道施設の点検を含む維持・修繕に関する新技術事例集に係る規程

制 定 令 和 3 年 4 月 1 2 日

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人水道技術研究センター（以下、「センター」という。）が「水道施設の点検を含む維持・修繕に関する新技術（以下、「新技術」という。）」を事例集として作成・公表するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この規程において「新技術」とは、水道事業者（水道用水供給事業者を含む。以下、同じ。）による導入実績がある技術、水道事業者以外による導入実績がある技術で水道施設への適用が可能なもの、又は公的機関による技術の評価・確認がなされている技術であって、かつ、水道施設において人手に代わる又はより高度な維持・修繕を可能とする技術をいう。
- 2 この規程において「事例集」とは、当センターのウェブサイトで公表する新技術事例集をいう。
- 3 この規程において「申請者」とは、事例集への掲載を申請する者をいう。

(事例集掲載の対象とする新技術)

第3条 事例集掲載の対象とする新技術は、前条第1項の規定により付した条件を満たすものとして、公益財団法人水道技術研究センター理事長（以下、「理事長」という。）が認めた新技術とする。

(新技術事例集検討委員会)

- 第4条 理事長は、事例集の作成に当たり、新技術事例集検討委員会（以下、「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会委員は学識経験者及び水道事業者の職員で構成し、理事長が委嘱する。
- 3 対象新技術の専門性に応じて、対象技術に関する専門家を委員会の臨時委員とすることができる。
- 4 委員会の所掌事務は、次の各号とする。
- 一 事例集への掲載に関する審査
 - 二 掲載内容の変更に関する審査。ただし、軽易な変更は除く。
 - 三 掲載期間終了に伴う掲載継続の審査
 - 四 その他事例集に関し理事長が必要と認める事項
- 5 委員会の開催は、原則年4回とする。また、書面開催を併用することができる。
- 6 委員会は、必要に応じ、申請者の立会いのもとで新技術導入状況調査を行うことができる。

(募集)

第5条 事例集の作成及び掲載に当たり、理事長は必要な条件を付して新技術を募集する。

(申請)

第6条 申請者は、新技術事例集掲載審査申請書(様式1)、新技術説明書(様式2)及び新技術情報(様式10)に加え、新技術の説明に必要な事項を記載した図書を添付し、理事長に提出する。

(審査及び審査料)

第7条 委員会は、前条により提出された申請書等に加え、質問・意見等説明書(様式3)に基づき、事例集への掲載を審査する。

2 申請者は、前項に係る費用として、別に定める審査料を納めなければならない。

(審査結果の通知)

第8条 理事長は、委員会が審査した結果に基づき、申請者に対し審査結果通知書(様式4)を交付する。

(契約の締結)

第9条 理事長は、申請者と新技術事例集掲載契約書(様式5)により契約を締結する。

2 前項の契約期間は、3年間とする。

3 第1項の契約を締結した申請者(以下、「契約締結者」という。)は、事例集掲載に係る費用として別に定める事例集掲載料を納めなければならない。

(事例集の公表)

第10条 理事長は、前条により事例集掲載料の収入をもって、新技術情報(様式10)をセンターのウェブサイト公表する。

(事例集に掲載された情報の変更及び取下げ)

第11条 契約締結者は、事例集に掲載された情報に変更又は取下げを希望する場合は、新技術事例集掲載(変更・取下げ)申請書(様式6)を理事長に提出する。

2 前項により事例集の変更を申請した契約締結者は、別に定める変更審査料を納めるものとする。

(変更審査結果の通知)

第12条 理事長は、委員会が審査した結果に基づき、契約締結者に対し審査結果通知書(変更)(様式7)を交付する。

(事例集掲載の継続)

第13条 契約締結者は、契約期間満了後も継続して事例集への掲載を希望する場合は、新技術事例集掲載継続申請書(様式8)を理事長に提出する。

- 2 前項により事例集への掲載継続を申請した契約締結者は、別に定める継続審査料を納めるものとする。

(掲載継続審査結果の通知)

第 14 条 理事長は、委員会が審査した結果に基づき、契約締結者に対し審査結果通知書（掲載継続）（様式 9）を交付する。

(掲載の中止)

第 15 条 契約締結者が申請の記載内容等に関し虚偽記載があると理事長が認めたときは、事例集への掲載を中止する。

- 2 理事長は、契約締結者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年 3 月東京都条例第 54 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者であることが判明したときは、前項の規定にかかわらず、催告することなく掲載を中止する。
- 3 第 1 項の掲載を中止しようとするときは、契約締結者に対し、期間を定めて必要な資料の提出及び弁明の機会を与えなければならない。
- 4 第 1 項の規定により掲載を中止した当該新技術は、新技術事例集から削除し、その旨をセンターウェブサイト公表する。
- 5 第 1 項の規定により掲載を中止された者は、掲載が中止されたときから 3 年間は、第 6 条の申請を行うことができない。
- 6 第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定により掲載が中止された場合、既に納入された審査料及び掲載料等は返還しない。

(提出申請書等)

第 16 条 申請者は、各様式及びその他提出する図書等は、日本語を使用しなければならない。

- 2 各様式及びその他提出された図書等は、返還しない。
- 3 前項の申請書等は、事例集掲載審査及び事例集掲載以外の用途に使用しない。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 12 日から施行する。

(様式1)

新技術事例集掲載審査申請書

令和 年 月 日

公益財団法人 水道技術研究センター
理事長 ○○ ○○ 様

申請者名称

代表者氏名

印

「水道施設の点検を含む維持・修繕に関する新技術事例集に係る規程」第6条の規定に基づき、次のとおり新技術事例集の掲載を申請します。

記

新技術の名称	
--------	--

担 当 者	
氏 名	
所 在 地	
担当部課名	
電 話	
F A X	
E - M a i l	

(注1) 「水道施設の点検を含む維持・修繕に関する新技術事例集に係る規程」第6条に規定する
新技術説明書(様式2)及び新技術情報(様式10)を添付すること

(注2) 審査料は、審査の結果にかかわらず返還しません。

以上

(様式2)

新技術説明書

1 申請者名称

2 新技術の名称

3 (1) 新技術の対象となる水道施設の分類、技術区分

※該当するものにチェックをすること(複数選択可)

水道施設の分類 (適用対象施設)	<input type="checkbox"/> 取水施設	<input type="checkbox"/> 貯水施設	<input type="checkbox"/> 導水施設	<input type="checkbox"/> 浄水施設
	<input type="checkbox"/> 送配水施設	<input type="checkbox"/> 計装設備	<input type="checkbox"/> その他 ()	

技術区分※	<input type="checkbox"/> 点検	<input type="checkbox"/> 維持(運転、巡視、監視、保守、診断等)
	<input type="checkbox"/> 修繕(補修、補強を含む)	<input type="checkbox"/> 保全(長寿命化、予防保全等)
	<input type="checkbox"/> その他 ()	

※「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン(厚生労働省)」-「1.5 用語の定義」による。

(2) 新技術のキーワード、概要

キーワード	※例：ドローン、センサー(漏水探知)、タブレット等 ※複数記載可
-------	----------------------------------

概要	※箇条書き等で簡潔に記載してください。
----	---------------------

4 新技術の詳細情報

項 目	記 載 欄	
1) 新技術の特徴	※開発経緯や優れた点、適用範囲、導入効果、留意点などを記載のこと（別紙添付可） 【優れた点】 【適用範囲】 ※分類の詳細範囲を記載のこと 【導入効果】 【留意点】	
2) 特許関係情報	<input type="checkbox"/> ：特許取得済み <input type="checkbox"/> ：なし ※特許番号、特許取得日及び特許の概要を記載または添付のこと	
3) 受賞実績	<input type="checkbox"/> ：あり <input type="checkbox"/> ：なし ※受賞実績を記載のこと	
4) 導入実績	<input type="radio"/> 水道事業者（用水供給事業者含む。） ※直近5件程度を添付のこと ※記載項目：事業者名及び導入年度等を記載のこと	<input type="radio"/> 水道事業者以外 ※直近5件程度を添付のこと ※記載項目：事業者名及び導入年度等を記載のこと
5) 技術評価・成果確認等実績	<input type="checkbox"/> ：実績あり（水道技術研究センター事業） <input type="checkbox"/> ：実績なし <input type="checkbox"/> ：実績あり（水道技術研究センター以外の公的機関） 公的機関名：_____ ※成果確認書（写し）等を添付のこと	
7) その他 （特記事項等）		

※詳細内容、その他必要な資料（パンフレット等）は適宜添付してください。

※記載内容に応じて枠の高さを変更してください。

(様式3)

質問・意見等説明書

管理番号 技例第〇〇-〇〇〇

No	質問・意見等	回答
1		
2		
3		
4		
5		
6		

特記事項	
------	--

※その他、必要な資料は適宜添付してください。

※記載内容に応じて枠の高さを変更してください。

(様式4)

審査結果通知書

〇〇 〇〇 様

令和 年 月 日付けの新技术事例集掲載審査申請について、「水道施設の点検を含む維持・修繕に関する新技术事例集に係る規程」に基づいて審査した結果を、以下のとおり通知します。

1 管理番号

技例第〇〇-〇〇〇

2 新技术の名称

3 新技术事例集検討委員会の結果

(注) 掲載・不掲載(理由)を記載

4 掲載について

(1) 期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

(2) 掲載料

※新技术事例集に係る審査料等に関する細目第2条を記載

(注) 不掲載の場合は未記載

令和 年 月 日

公益財団法人 水道技術研究センター

理事長 〇〇 〇〇 印

(様式5)

新技術事例集掲載委託契約書(例)

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(以下、「甲」という。)と公益財団法人水道技術研究センター(以下、「乙」という。)とは、新技術事例集掲載申請書(管理番号 技例第〇〇-〇〇〇号)により甲から申請のあった新技術に関して、令和〇〇年〇〇月〇〇日付け審査結果通知書に基づき、次のとおり契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

第1条 甲は、新技術に関して、次条の金額で乙に委託し、乙は、甲の委託を受けて水道技術研究センターウェブサイトの「新技術事例集」へ掲載するものとする。

第2条 甲は、乙に対して掲載の対価として、以下の掲載料を納めるものとする。

掲載料 〇〇〇,000円+消費税及び地方消費税相当額

2 甲は、前項の請求を受けた日から14日以内に、乙の請求額を納めるものとする。

第3条 契約期間は、以下の期間とする。

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

2 前項の契約期間に関わらず、次の各号の一つに該当した場合は、該当する日をもって契約期間が終了する日とする。

一 水道施設の点検を含む維持・修繕に関する新技術事例集に係る規程(以下、「規程」という。)

第11条第1項の新技術事例集掲載取下げ申請書が提出された日

二 規程第15条第1項及び第2項に該当する日

3 第2項により契約期間が変更となった場合でも、掲載料については返金しない。

第4条 本契約及び水道施設の維持・修繕に関する新技術事例集に係る規程に定められていない事項又は本契約に疑義を生じた事項については、必要に応じて甲乙協議の上、これを定めるものとする。

甲及び乙は、本契約書を2通作成し、双方記名捺印の上、その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇 ㊟

乙 東京都文京区後楽2丁目3番28号K.I.S 飯田橋ビル7F
公益財団法人 水道技術研究センター
理事長 〇〇 〇〇 ㊟

(様式6)

新技術事例集掲載（変更・取下げ）申請書

令和 年 月 日

公益財団法人 水道技術研究センター
理事長 ○○ ○○ 様

申請者名称

代表者氏名

印

「水道施設の点検を含む維持・修繕に関する新技術事例集に係る規程」第11条の規定に基づき、次のとおり新技術事例集の掲載（変更・取下げ）を申請します。

記

新技術の名称	(管理番号：技例第○○-○○○)
--------	------------------

変更・取下げ理由	※詳細は別紙で添付のこと
----------	--------------

担当者	
氏名	
所在地	
担当部課署	
電話	
F A X	
E - M a i l	

(注) 変更審査料は、審査の結果にかかわらず返還しません。

以上

(様式7)

審査結果通知書（変更）

〇〇 〇〇 様

令和 年 月 日付けの新技术事例集掲載（変更）申請について、「水道施設の点検を含む維持・修繕に関する新技术事例集に係る規程」に基づいて審査した結果を、以下のとおり通知します。

- 1 管理番号
技例第〇〇-〇〇〇
- 2 新技术の名称
- 3 新技术事例集検討委員会の結果
(注) 変更内容を記載

令和 年 月 日
公益財団法人 水道技術研究センター
理事長 〇〇 〇〇 印

(様式8)

新技術事例集掲載継続申請書

令和 年 月 日

公益財団法人 水道技術研究センター
理事長 ○○ ○○ 様

申請者名称

代表者氏名

印

「水道施設の点検を含む維持・修繕に関する新技術事例集に係る規程」第13条の規定に基づき、次のとおり新技術事例集の掲載継続を申請します。

記

新技術の名称	(管理番号：技例第○○-○○○)
--------	------------------

担 当 者	
氏 名	
所 在 地	
担当部課名	
電 話	
F A X	
E - M a i l	

(注) 継続審査料は、審査の結果にかかわらず返還しません。

以上

(様式9)

審査結果通知書（掲載継続）

〇〇 〇〇 様

令和 年 月 日付けの新技術事例集掲載継続申請について、「水道施設の点検を含む維持・修繕に関する新技術事例集に係る規程」に基づいて審査した結果を、以下のとおり通知します。

1 管理番号

技例第〇〇-〇〇〇

2 新技術の名称

3 新技術事例集検討委員会の結果

(注) 掲載継続・不掲載（理由）を記載

4 掲載について

(1) 期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

(2) 掲載料

※新技術事例集に係る審査料等に関する細目第2条を記載

(注) 不掲載の場合は未記載

令和 年 月 日

公益財団法人 水道技術研究センター

理事長 〇〇 〇〇 印

新技術情報

(様式10)

水道施設の分類	取水施設	貯水施設	導水施設	浄水施設	送配水施設	計装設備
	その他（ ）					
技術区分	点検			維持（運転、巡視、監視、保守、診断等）		
	修繕（補修、補強を含む）			保全（長寿命化、予防保全等）		
	その他（ ）					
キーワード	※「新技術説明書（様式2）」-「3 （2）新技術のキーワード」について記載してください。					

新技術名称 事業者名

○ 新技術の概要

※「新技術説明書（様式2）」-「3 （2）新技術の概要」について記載してください。
※必要に応じて図、写真等を用いて記載してください。

○ 新技術の特徴

※「新技術説明書（様式2）」-「4 1）新技術の特徴」について記載してください。
※必要に応じて図、写真等を用いて記載してください。

新技術情報

(様式10)

特許関係情報

※「新技術説明書（様式2）」-「4-2）特許関係情報」について記載してください。

受賞実績

※「新技術説明書（様式2）」-「4-3）受賞実績」について記載してください。

技術評価・成果確認等実績

※「新技術説明書（様式2）」-「4-5）技術評価・成果確認等実績」について記載してください。

導入事業者

※「新技術説明書（様式2）」-「4-4）導入実績（水道事業者等）」について記載してください。
※導入実績がない場合、欄を削除してください。

導入事業者からのコメント

※上記導入事業者からのコメントを記載してください。
※技術評価・成果確認等実績のみの場合、記載せず削除してください。

○ その他（特記事項）

※「新技術説明書（様式2）」-「4-7）その他（特記事項等）」について記載してください。
※「質問・意見等説明書（様式3）」について新技術事例集検討委員会にて水道事業者に対して有益な情報と判断された場合、追加で記載していただくことがあります。

○ 新技術紹介サイト

※URLを記載してください。

○ 問い合わせ先

担当者氏名	担当部課名			
	所在地			
電話	FAX		E-Mail	

※両面印刷で1枚に収まるように作成してください。
※記載内容に応じて欄の大きさ変更、削除してください。